

静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱

(目的)

第1条 静岡市環境基本条例（平成16年静岡市条例第34号。以下「条例」という。）第24条第1項及び第2項に基づき、静岡市は、市民等と行政とが協働して、次条第3号の対象河川における環境の保全のための活動その他これに準ずる活動（以下「環境美化活動」という。）を行うことにより、対象河川における河川環境の保全を図り、もって河川環境に対する市民の意識の高揚に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境美化ボランティア 対象河川における環境美化活動が無償にて実施する個人又は団体として市長が登録した市民等をいう。
- (2) 河川環境アドプトプログラム事業 前条の目的を達成するため、環境美化ボランティアは、対象河川における河川敷等のゴミを取り除くこと等により河川環境の保全を実施するとともに対象河川における水質並びに当該河川周辺に生息又は生育する生物の調査結果等の情報（以下「環境情報」という。）を市に提供し、市は、当該環境美化ボランティアの環境美化活動を支援するとともに当該環境情報について市の環境政策に活用することをいう。
- (3) 対象河川 安倍川、藁科川及び興津川をいう。

(申請)

第3条 環境美化ボランティアを希望する個人又は団体（以下「希望者」という。）は、環境美化ボランティア登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、希望者と事業の実施に係る事項について協議を行い合意に至った場合は、当該合意した事項を書面にて残すとともに、当該希望者に対し環境美化ボランティアとしての登録をするものとする。

- 2 市長は、前項による登録をしたときは、環境美化ボランティア認定証を環境美化ボランティアに授与するものとする。
- 3 第1項による登録の有効期間は、登録した日から起算して2回目の5月31日までとする。
- 4 市長は、環境美化ボランティアの名簿を作成し、保存するものとする。

(登録の更新)

第5条 環境美化ボランティアは、登録を更新するときは、登録の有効期間の終了する日以前に環境

美化ボランティア登録更新申請書（様式第2号）を市長に提出すること、又はその登録を更新する意志を市長に表示するものとする。

2 前条第3項の規定は、登録の更新について準用する。

（登録の変更）

第6条 環境美化ボランティアは、登録の内容に変更のあったときは、環境美化ボランティア登録事項変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第7条 環境美化ボランティアは、登録の廃止を希望するときは、環境美化ボランティア登録廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（活動計画）

第8条 環境美化ボランティアは、第4条第1項による登録をしたときは、河川環境アドプトプログラム事業活動計画書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（活動報告）

第9条 環境美化ボランティアは、事業に係る活動を実施したときは、活動内容その他の事項について、河川環境アドプトプログラム事業活動報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、条例第26条第1項に基づき、河川環境アドプトプログラム事業の執行に関する事項について、環境美化ボランティアからの情報の収集を行うことができる。

（禁止行為等）

第10条 環境美化ボランティアは、事業に係る活動を実施するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 専ら特定の宗教、政党、企業又は個人の利益等を助長する目的であると認められる行為
- (2) 他の環境美化ボランティアの環境美化活動に迷惑を及ぼす又は及ぼすおそれがあると認められる行為
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）その他法令等で禁止されている行為
- (4) 前3号に規定するもののほか、第1条の目的に反すると認められる行為

2 市長は、環境美化ボランティアが前項の禁止行為を行ったと認めるときは、当該環境美化ボランティアの登録を抹消し、環境美化ボランティア認定証の返還を求めることができる。

3 前項の規定は、環境美化ボランティアが第4条第1項による合意した事項を履行しなかった場合について準用する。

（公表）

第11条 市長は、毎年1回事業の状況について公表するものとする。

(事務局)

第12条 この事業を実施するため、環境創造課に事務局を置く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱中第4条の改正規定は、平成15年度に行った環境美化ボランティアの登録に係る有効期間から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

環境美化ボランティア登録申請書

(あて先) 静岡市長

平成 年 月 日

申請者	住 所	〒
	氏名 (法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	

環境美化ボランティアとして登録したいので、静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

名称又は団体名		
参加人数	名 (参加者については別紙「参加者名簿」参照)	
参加の内容	環境美化活動	
縁組を希望する 区 間	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
報道機関等への 資料提供の可否	可 ・ 否	

フリガナ	
代表者の氏名	
代表者の住所	〒
電話番号	(昼間)
	(夜間)
F A X	
E - m a i l	

別紙

参加者名簿

No	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

※すでに会員名簿がある団体等につきましては、会員名簿を添付していただければ結構です。

様式第2号 (第5条関係)

環境美化ボランティア登録更新申請書

(あて先) 静岡市長

平成 年 月 日

申請者	住 所	〒
	氏名 (法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	

環境美化ボランティア登録の有効期間の更新をしたいので、静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

名称又は団体名	
参加人数	名 (参加者については別紙「参加者名簿」参照)
参加の内容	環境美化活動
報道機関等への資料提供の可否	可 ・ 否

フリガナ	
代表者の氏名	
代表者の住所	〒
電話番号	(昼間)
	(夜間)
F A X	
E - m a i l	
備 考	

様式第3号 (第6条関係)

環境美化ボランティア登録事項変更届出書

(あて先) 静岡市長

平成 年 月 日

届出者	住 所	〒
	氏名 (法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	

環境美化ボランティア登録の内容に変更が生じたので、静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

名称又は団体名		
	変更前	変更後
フリガナ		
代表者の氏名		
代表者の住所	〒	〒
電話番号		
F A X		
E - m a i l		
参加人数		
報道機関等への資料提供の可否		
変更年月日	平成 年 月 日 ()	
変更理由		
備 考		

※参加人数の変更が生じる場合は、参加者名簿の提出もお願いします。

様式第4号（第7条関係）

環境美化ボランティア登録廃止届出書

（あて先） 静岡市長

平成 年 月 日

届出者	住 所	〒
	氏名（法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	

環境美化ボランティア登録の廃止をしたいので、静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

名称又は団体名	
登録廃止の年月日	平成 年 月 日（ ）
登録廃止の理由	
備 考	

様式第5号（第8条関係）

静岡市河川環境アドプトプログラム事業活動計画書

（あて先）静岡市長

平成 年 月 日

静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり活動計画書を届け出ます。

届出代表者			
名称又は団体名			
責任者			
活 動 計 画	活動予定時期	参加予定人数	備 考
備 考			

様式第6号 (第9条関係)

静岡市河川環境アドプトプログラム事業活動報告書

(あて先) 静岡市長

平成 年 月 日

静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

報告者氏名	
電話番号	
名称又は団体名	
代表者名	
活動日時	平成 年 月 日 ()
活動区間	
参加人数	申込者数 名 当日参加者数 名 (うち、子供の参加者数 名)
活動内容	●回収したおおよそのごみの量 ・可燃ごみ ・びん・缶 ●大型ごみ、危険物の発見 ●特記事項
縁組した区間の環境情報について教えてください。 (水辺の様子、昆虫等) 写真などあれば添付していただけると幸いです。	
事故・ケガ等 (状況と措置)	